

天理教教典 よみかた

特56

820

014435-000-6

特56-820

天理教教典(よみかた)

中山 新治郎 / 刊

M41

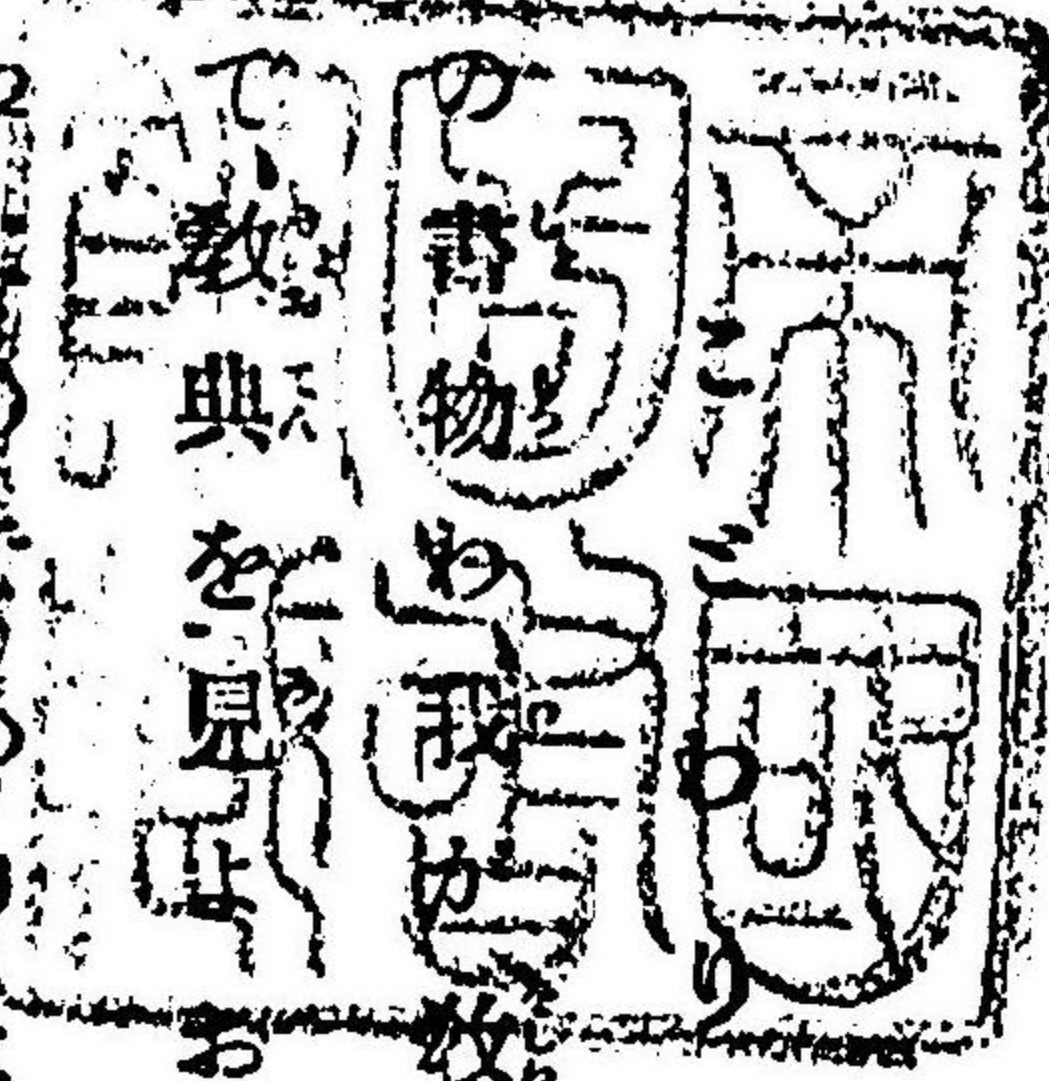
ABB-0813



255

110

天理教教典 よみかた



此の書物の我が教の信徒の中の學問の力が乏しい人
 めて教典を見よおこする者の爲に讀方を知らせるつもりで
 作られたのであります。それゆゑに、振假名は普通の規則にわ従
 わないで、編者の考で、つこめて、よみこゑの通りにして附けま
 した。おかしく見ゆるかも知れませぬが、是は、もごより、學問の
 できる人に讀ませるつもりなので、わ有りませぬ。
 また、文句の左の方に、處々、字の義理、語の意味を、さつと解いて
 置きました。場處も有りませぬので、如何にも不十分の解釋で
 わ有りますが、是は、おつて、講習を受けるなり、教典釋義を見る

なりして、教典の義理を研究しよおと思おもものゝ爲に、まづ一字、一語の意義なりとも、漠然ながらに知らせて置いて、他日の素地ごさせよおと思お、餘計な老婆心から、讀方を知らせる手に、斯様にして見たのであります。是で、教典の解釋が出来たご云うのでわ有りませぬから、其のつもりで見てください。

明治四十年十二月

編者しるす

緒言

大なる哉、惟神の道、天長地久、萬類聚り、物群分れ、終古未だ、其軌を易へず。是の故に、幽明の故を知り、始を原ねて、終に反るもの、人生の本分なりとす。謹みて、惟みるに、教祖明赫の至徳を以て、神明の恩頼を被り、神靈に感合して、立教の大任を受く。五十年の布説、其旨廣大深遠にして、容易に、其一端をたも盡すべからずと雖も、之に依らずん

は何によりてか、天理の玄妙に参じ、神明の惠福を全うすることを得む。然れども、本教は、由來、筆墨の教にあらす。教祖至誠求道を以て、第一の要諦となし、生前御神樂歌十二下りの製作ありしのみにして、敢て文字の窺ふべきものあるなし。然れども、教祖既になし。今にして、其蹤跡を攀ぢ、其教旨を顯彰するなくむ。ば、航者の船に針盤なく、港澳に燈臺なきが如く、入るもの即ち惑はむ。

余不敏、敢て當らずと雖も、教祖の薰化に浴し、夙に教緒を紹で、布教の大任を襲ぐ。よつて、今、教祖の徒弟數氏と共に、教祖平生の教旨を、文字上に編述し、猶其の義理を明確ならしめむ。が爲めに、註釋を繋け合せて、十章を得たり。素より、大海の一滴、全豹の一斑たるに、外ならずと雖も、また、以て、教祖の旨を傳へ、意を叙するに於て、聊かも誤りなきを、確信す。題して、天理教教典といふもの。

即ち是が爲め也。看む人之を諒せよ。

天理教教典

目録

第一	第二	第三	第四	第五	第六
敬	尊	愛	明	修	祓
神	皇	國	倫	德	除
章	章	章	章	章	章

第七	立	教	章
第八	神	恩	章
第九	神	樂	章
第十	安	心	章

天理教教典

第一章 敬神章

本章は、天神造化、成育の靈徳妙用を説て、萬物調攝の天理に及び、人類たるものは必ず神祇を崇敬せざる可からざる所以を明にせらる。

天地の悠久にして萬物の生成化育息まざる所以のものは神明調攝の天理に依る。宇宙の森羅萬象皆其靈徳の妙用に基かずと云ふことなし。

而して主宰の神あり。分掌の神あり。各其靈徳の

妙用によつて、神名を表彰す。概して是を天神地

祇八百萬神と云ふ。是を以て、其靈源に逆れば、即

ち一神に歸し、其妙用を分てば、萬神に亘る。蓋し、

造化の大原にして、萬有の根本也。誰か尊仰敬事

せざらむや。然れども、八百萬神悉く、其名を稱へ

て崇拜せむことは、人の能くせざる所なり。故に、

靈徳の最も顯著なる十柱の神を擧げて奉祀す。

即ち國常立尊、國狹槌尊、豐斟淳尊、大苦邊尊、面足

尊、惶根尊、伊弉諾尊、伊弉册尊、大日靈尊、月夜見尊、

是也。之を總稱して、天理大神と云ふ。

謹みて案ずるに、天地未だ剖判せざるの時、天神まつ成り

給ひ、至大至妙の靈徳を以て、造化の首をふし給ふ。されば、

之を主宰の神とも稱へ、造化の神とも仰ぎ奉る也。次に、天

地につきて、數多の神成り出で給ひしが中に、伊弉諾、伊弉

册の二神、主宰の神より、此の漂蕩へる國を修理固成この

詔命を受け、天瓊矛を賜はりて天降り給ひ、自凝島をかき

成し、其島に、八尋殿をみたてし、こゝに、夫婦の道を興し、大

八洲國を始め、所有神々、所有世界萬物をも生成し給ひし

掌し給ふことよなれり。是れ各分掌の靈德を以て、神名を表彰し奉る所以也。斯の如くにして、宇宙の森羅萬象悉く、神の造り給ふにあらざるものなく、神の掌り給ふにあらざるものなし。神更に神を生み、神更に物を造り、愈岐れて、愈多く、こゝに天神地祇八百萬神あり。されば、此伊弉諾、伊弉册の二神を、二靈とも萬有の祖とも仰ぎ奉る也。是に由て之を觀れば、天地造化の大原は、天神の靈德に基し、萬物生育の根本は、二靈の妙用に存す。蓋し、天地の悠久なる萬物の活動する、即ち然らしむるものあるにあらざれば、然ること能はず。其然らしむるものは、即ち神にして、其然るものは、天理也。天理とは、神明調攝の妙用を云ふ。河嶽の大毛髮の微より、水陸の起滅、元素の離合に至る迄、悉く天理

に依らざるはなく、其妙用の異なる所、神名の由て起る所以なり。是を以て、其妙用に從て、靈源に遡る時は、八百萬神、遂に主宰の神の靈德に歸す。譬へば、月の百川に映ずるが如く、月輪の外、別に百川の影あるにあらざる也。故に、我教祖は、天神地祇の靈德妙用を統稱して、天理大神と崇め奉られたる也。猶特に、國常立尊、國狹槌尊、豐斟淳尊、大苦邊尊、面足尊、惶根尊、伊弉諾尊、伊弉册尊、大日靈尊、月夜見尊、十柱の神を、表名して奉祀せられたるは、唯靈德妙用の最も顯著なるのみならず、教祖の本教を發揮せらるゝに當て、専ら此の大神等の恩賴を蒙られしに依りてなり。

第一 尊皇章

本章は、天神、特に、人類を愛念し給ふ所以を説いて、我皇の淵源に及び、敬神、尊皇、二致なきの義を明にせらる。

神は萬有を主宰し、皇上は國土を統治す。國土は、

神の經營し給ふ所、皇上は即ち神裔にして、皇上

の、此土に君臨し給ふや、實に天神の命に依り、其

生成せる蒼生を愛育し給ふにあり。世界の廣き、

古今國を建つるもの無數にして、其帝たり、王た

るもの亦多しと雖も、我皇室の如く、神統を繼承

し、天佑を保有し、國土綏撫の天職を帯び給へる

もの、何處にかある即ち知る、我皇室は、君主中の

眞君主にして、寶祚の天壤と共に無窮なる所以

を、故に須く、我皇上は、天定の君主なるを確信し、

造化生育の恩を神に謝すると同一の至情を以

て、誠忠を皇室に盡さざるべからず。

謹みて案ずるに、天神造化の首をなして、天地を主宰し、一

靈、群品の祖となりて、八百萬神、萬物を分掌し給ふは、猶、皇

上の諸僚百官を率ゐて、此の國土人民を統治し給ふに同じ。即ち前章に示されたる如く、伊弉諾、伊弉册、二柱の神、天神の詔命を以て、世界萬物を生成し給ひ、修理固成の事を行ひ給ふや、就中人類を最も重しとし給ひ、此の國土を以て、人類蕃殖の地と定め、萬物を取用して、其生存發達せむことを期し給ふ。故に萬物には、分掌の神あり。國土には、統治の君あり。萬物取りて盡さず。寶祚終に窮なし。皇祖天照大御神、皇孫瓊々杵尊に詔命して曰く、豐葦原千五百秋、瑞穗國は是吾子孫の主たるべきの地なり。爾皇孫就て治すべし。かくて皇孫に鏡、劍、璽三種の神器を授け、天津日嗣の高御座に即け奉り、五伴緒神及び八十伴緒神を添へて天降し給ひ、國土に君臨せしめ給ふ。是を我皇室の始めとす。

なす。されば皇上は實に天神皇祖の神裔に坐し、皇上の此の國土を統治し給ふは、即ち天神の命に依て、其生成し給へる蒼生、即ち人類を愛育綏撫し給ふ爲めたるを知るべし。是の故に、天壤無窮の神勅空しがらず、一系連續として、列皇列聖相受け相紹ぎ、仁は春風の如く、威は秋霜の如く、仁澤内に溢れ、光威外に洽きもの、我皇室の皇室たる所以にして、世界の廣く古今の久しき其間に於て、國を建て、朝を起し、帝となり、王となるもの、無數なり。雖も社稷祀らず、鬼屢餒うるもの、比々皆然り。なす。我皇室の如く、天神皇祖の神統を紹ぎ、皇天の佑助を受けて、萬古一日の如く、國土靖撫の天職を帯び給へるもの、未だ其例を見ざる所也。

凡人一たび天神化育の恩の無限なるを尊信せば、皇上統治の恩の極めて高大なるを認識し、報効の道を圖り奉らざるべからず。之を幽冥にしては神之を顯明にしては、皇上其の間決して二致あるを見ず。されば、教祖が我皇上を、天定の君主なりと確信し、神恩を神に報ずると同一の至情を以て、誠忠を皇室に盡さざるべからずと云はれたるの、至言なるを了解すべし。

第三章 愛國章

本章は、天神、國土を生成し、之を人類に賦與し、其進歩發達を期し給ふ所以を説て、皇室と國土との關係に及び、愛國の義を明にせらる。

國土は神の經營して人類蕃殖の地と定め給ひ、

其神裔たる我皇上をして統治せしめ給ふ所なり。

是を以て凡臣民たるものは此の神意を奉じ、

皇旨を體して神を敬し、皇上を尊むと共に之を

愛護し、常に其世運の發達を圖りて修理固成の

功を收めむことを期すべし。況んや我祖先は神

恩皇澤の下に、此國土に棲息し、義勇報國の誠を

致し、世々皇運を扶翼し來れるをや。是神に事へ、

皇上に仕ふるの道にして抑も亦我祖先の志を

濟す所以也。

謹みて案ずるに神明靈徳の妙用を以てこの國土を修理固成し給ひ更に人類をして其の功を收めしめむことを期し給ふ是を以て我皇室神命を奉じて皇位に即せ給ひ天下に君臨して國土を統治し蒼生を愛撫し給ふもの一に其平和幸福を進めて天神愛念の大御心に報ひ奉らむとするにあらざるはなく歴朝の聖主仰では天神の詔命に負かず俯しては民庶に疾苦なからむことを以て叡慮をなし給はざるはなしされば上に神意は此の天神皇祖の國土人類を愛念し給ふ大御心を指し奉り皇旨は

其大御心を體して我等臣民を愛撫し給ふ至仁の叡慮を指し奉れるものと知るべし。故に我等臣民は此の神意を奉じて神祇を敬ひ此の皇旨を服膺して皇上を尊むと共に平時に在りては學術を修め技藝を習ひ或は殖産に或は工業に各其職業を勵み勤勉力行生々蕃殖して息まず天神賦與の本分を全うし戦時に在りては智略を講じ武勇を奮ひ忠烈を効し或は防禦に或は攻戰に各其任務を盡して死を辞せず我皇室の稜威を發揮し奉り國家の進歩擴張せむことを期すべし。是を修理固成の功を收むと云ひまた愛國の本義とは云ふ也。特に我等臣民の祖先は此の國土ありてより以降神恩皇澤に浴し皇室統治の下に栖息し百年以前の祖先は百年以前の皇室に仕へ千

年以前の祖先は千年以前の皇室に仕へ事あるに莅ては、所謂忠勇報國の誠を致して、其正大雄偉の氣時には、旭日に句ふ山櫻となり、時には富嶽千秋の雪ともなりて、世々、皇運を扶翼し來りたるものなれば、我等臣民が今日此の教を守りて、國土を愛護し、其隆運を計るは、即ち神に事へ、皇上に事ふるの道にして、また我等祖先の志を濟す所以なりとは説かれたる也。明治二十三年十月三十日を以て、畏くも我皇上の煥發し給へる勅語の中に、「億兆心ヲ一ニシテ、世々厥ノ美ヲ濟セルハ、此レ我國體ノ精華ニシテ、教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」と宣ひ給ひ、「如斯ハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス、爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラム」と宣へるは、我等祖先の誠忠を嘉賞し給ひ、臣民

の遵守すべき大道を明し給へる所以にして、教祖が上に反覆せられたるもの亦畢竟此の聖旨を體認服膺すべきの意に外ならず。皇上の聖旨は、即ち列皇列聖の大御心にして、列皇列聖の大御心は、天神生民愛念の神意に出づ。我教徒たるもの須く、教祖の説く所に従ふて、皇旨を服膺し、神意を奉じ、益々愛國の義を盡すべき也。

第四 明倫章

本章は、神明、彝倫の大道を、人に賦與し給ふ所以を説て、之を明にするもの、人生の通義たるの理を明にせらる。

暑往き、寒來り、四時行はれ、日月其位を改めず、善

榮さかに惡あく泯ほろび正せいは羸かち邪じやは輸しゆす天てんに在ありては之これを天てん道だうと云いひ人ひとに在ありては之これを人じん道だうと云いふ既すでに國こく土どあり人ひとなかるべからず人ひとあり父ふ母ぼ妻さい子しなかるべからず故ゆゑに神しん明めい人ひとに賦ふするに彝い倫りんの大道たいだうを以もつてす猶なほ天てん道だうの循じゆん環くわんして長とこしへに其その軌きを易かへざるが如ごとし之これを君くん父ふにしては忠ちゆう孝こうと云いひ子弟しじにしては慈じ友ゆうと云いひ夫ふう婦ふにしては和わ順じゆんと云いひ朋友ほうゆうにしては信義しんぎと云いひ一般いぱん人じん類るいにして

は仁じん愛あいと云いふ要ようは自じ己この意いを誠まことにして他たに對たいするの謂いひに外ほかならず天てんに天てん道だうなくんば即すなはちち晦かい冥めい人ひとに彝い倫りんなくんば是これ人ひとにあらざる也なり須すべく博ひろく學まなびて其その理りの有ある所ところを明あきらかに篤あつく行おこなて其道みちの存ぞんする所ところを盡つくし人じん生せいの本ほん分ぶんを全まっくすべし。

瞳つらみて案あずるに天てんの長ながく地ちの久ひさしき日月にちげつの旋せん轉てんするに因よて晝ひる夜よをなし寒ふゆ暑あつ往い來きするに因よて四し時じ行なはれ善ぜん惡あく正せい邪じやの所ところ爲なり因よて榮さか泯ほろ輪りん羸かの報はら差さあるものは全まっく神しん明めい調てう攝しやくの妙めう用よう即すなはちち天てん理りによるものにして此この天てん理りの天てんに

りて行はるゝを、天道と云ひ、人に在りて行はるゝを、人道と云ふ。神明既に、國土を經營して、人類蕃殖の地と定め、其の進歩發達を期せしめ給ふ。是に於てか、人類互ひに相對するの間に、自然の秩序無きこと能はず。秩序即ち彝倫にして、世道の由て立つ所以なり。今、其の由て來る所のものを述べむに、天神伊弉諾伊弉册、陰陽二柱の神を生成し給ひ、此の漂蕩へる國を修成せしめ給ふや、まづ夫婦の道を立てしめ給ふ。之れを、人倫の始めとす。此に於て、陰陽の二神、多くの御子を産み給ふ。之れを、父子の始めとす。次に、其の生れ給へる御子神等に、前後の次第あり。之を、兄弟の始めとす。此の兄弟の神の子々孫々に至りて、互に、交際あり。之れを、朋友の始めとす。斯の如くにして、夫婦父子兄弟、

弟、朋友の彝倫、爰に始めて備はりしと雖も、此時に當りては、陰陽二柱の神は、夫婦父母の始にして、其以下の夫婦父子、兄弟、朋友、四倫の諸神を統率し給ひしを以て、此二神、自然に君主の地位に立せ給へり。されど、其後、伊弉册尊は、黄泉國に入らせ給ひ、伊弉諾尊は、天上に復命して、日稚宮に留らせ給ひしかば、此陰陽二神に代りて、他の四倫の神等を統治すべき神の無きを得ざるを以て、皇祖天照大御神は、皇孫瓊々杵尊をして、此の土に君臨せしめ給ふ。是に於て、長々に、皇孫尊及び其の御子孫は、君となり、他の諸神及び、其子孫は、臣民となり、始めて、君臣の大倫定まり、上の四倫の上に、君臣の大倫を加へて、五倫、全く大成するに至れり。之れを、上に、神明人に賦するに、彝倫の大道を以てす。

は云はれたる也。されば神明の人に賦與し給ふ所のもの、有形にしては、彝倫あり。無形にしては、大道あり。之を、無形に取て、有形に行はしめ、其平和幸福を進め、生存發達を遂げしめむと給ふの神意たるを知るべし。故に、此の大道は、世界の如何なる國にありても、男女ありて、夫婦となり、夫婦子を生て、父子となり、また、其子の出生の前後によりて、兄弟あり、兄弟の子孫、朋友となり、また、之れを統治するものありて、君臣となるに至りては、更に變ずることなし。凡そ人の人たる所以のものは、全く、此の彝倫の大道明なるに在り。と知るべし。鳩に、三枝の禮あり、鴉に、反哺の孝あり。と雖も、猶人に如かざるものは、他の四倫を備へざれば也。狸々、能く物を言ふと雖も、猶獸類たるを免れざるも

のは、彝倫を知らざれば也。善惡の標準、是に由りて定まり、人類の幸福安寧も、亦之れに依りて立つ。されば、上に、また、之れを喻へて、天道の循環して、長へに、其軌を易へざるが如し。とは云はれたるなり。天に、天道なくむば、世界粉碎し、萬物滅盡するが如く、人に、彝倫なくむば、君臣相賊し、父子相背き、夫婦相争ひ、兄弟相闘ぎ、朋友相闘ひ、國家、一日も存在すべからざるに至る。豈に恐れざるべけむや。

天道は、誠を以て立つ。日月旋轉して、四時行はれ、善惡邪正の行爲によりて、榮混輸贏の報差あるものは、天道の誠なり。人道、亦誠の一字に歸す。日用彝倫の上より、百般の行爲、全く、誠の外に出でずと知るべし。されば、人類、互に接し、互に相交はり、其道を盡すの上に於て、其方面の異なる所、名

目の差なき能はず。臣子の君父に對するを、忠孝と云ひ、長上の弟子に對するを、慈友と云ひ、夫婦に在ては、和順と云ひ、朋友にしては、信義と云ひ、一般人類の相對する間にては、仁愛と云ひ、或は之を約して、義、別、親、序、信といふと雖も、其意一のみ。是を以て、要は自己の意を誠にして、他に對するの謂に外ならずと謂はれたる也。若し、夫れ、君臣の義に至りては、尤も重く、五倫の首要を占むるものなるを以て、特に上に一章を設けて、之れを規定せられたる也。凡そ、人學ぶにあらざれば、其理を明にすること能はず、其の理を明かにすと雖も、之れを行ふにあらざれば、金言眞理も、諸禮に値せず。されば、本教の教徒たるものは、教祖の意を服膺して、博く學ひ、篤く行て、人生の本分を全うすべき也。

第五 修徳章

本章は、徳性天眞の根本を説きて、修徳は、明倫成人の基趾なるの意を明にせらる。

天神の人に賦與し給ふ神魂の靈光之れを徳と云ふ。即ち良心の本元にして、意識の根柢也。人の之を稟くるや、素より至粹至醇なりと雖も、事物の薰染によりて、清濁の差無きこと能はず。其濁れるものは、白玉の暈翳を帯ぶるが如く、其清き

もの亦た人の嗜好により他の誘惑によりて物
欲の情時に之を蔽障すること猶塵埃の明鏡を
玷褻するが如きものあり是を以て各人其睹ざ
る所に戒慎し神明の照鑑を畏れ幽冥の洞觀を
耻ぢ物欲を抑制して常に其意を誠にし天賦の
靈光を全うすべし蓋し修徳は成人の要旨にし
て明倫の基趾たるを以て也

謹みて案ずるに、神明人に賦與するに、靈魂を以てし、發動

窮りなきの妙用を具へしめ給ふ之れを徳といふ。素より、
至粹至醇にして、白玉の玲瓏たるが如く、明鏡の皎赫たる
が如きものあり。即ち此の明徳を以て、應事接物よりして、
日用彝倫の上に行ふや、恰も神明の灼爍たる明徳を以て
して、造化生育の妙用をなし給ふが如く、洞達貫通、到らざ
るなし。されば、上に是を、良心の本元にして、意識の根柢な
りとは説かれたるなり。此の意識の命ずる所によりて動
き、良心の肯んずる所によりて作す、其動作を指して、善行
と云ひ、其徳を指して、善徳といふ。されど、蕪の薰に勝ち、紫
の朱を奪ふが如く、物として、他の襪染に感ずることなき
能はず。爲めに、神明賦與の靈光を持し、難きものあり。是に
於てか、白玉の暈翳を帯ぶるが如く、光明玲瓏の徳を失ひ、

善と知りて、善を行ふ能はず、悪と知りて、悪を行ひ、また他の認め、悪とするものをも、悪とせず、善とするものをも、善とせず、正邪を轉倒して、人倫を教り、國法を犯すに至る。猶青色の眼鏡を掛くるもの、始めは萬物の青色に見ゆるは、即ち眼鏡の爲めたるを知る。雖も、後には之を忘れ、愈々久しくして、萬物皆青色なりと臆断するに至るが如し。豈に深く慎まざるへけむや。悪人の子弟、常に父兄の悪事を目撃して、其性情を化せられ、悪人と交際して、其悪事を受するが如きは、即ち是れ也。此の良心の本元、意識の根柢たる明德の晦まざるによりて出で来る所の行爲を、悪行と云ひ、其徳を、悪徳と云ふ。また他の薰染を受けずと雖も、物欲の情に誘惑せられて、悪徳を醸し、悪行を取て

することあり。譬へば、博奕を好むて、國法を犯し、他人の物品を欲するが故に、偷盜をなすが如きもの、皆是也。如斯未だ甚しきに至らざるものと雖も、或は酒色に沈溺して、父母の遺産を傾け、妻子離散し、自ら路頭に彷徨するが如き類、物欲の情、良心を蔽障して、明德を晦ませしによる。故に、上に、是を塵埃の明鏡を玷變するが如し。さは説かれたる也。要するに、外よりするものを、薰染誘惑と云ひ、内より是れに應ずるものを、物欲と云ふ。人の物欲に驅られて、悪事を行ふや、常に陰密の間に、是れをなし、人の知らざるを以て、得たりとあす。雖も、天道は、昭々乎として、明かに、幽冥の裡に洞觀し給ふものなり。安んぞ、之れを罰し、之れを戒め給ふものなからむや。明暗を以て、行を二つにすべから

ざるを知るべし。而して上に、常に其意を誠にしと説かれ
たるは、誠は天神の、人類に賦與し給ふ所の道にして、常に
正心誠意なれば、必らず其徳を明にして、至粹至醇なる、天
神賦與の靈光を全うするを得べければ也。即ち其明徳を
以て、應事接物の上より、人類相互の間に行ふもの之を、善
徳善行と云ひ、前章に所謂彙倫の大道と云ふ。されば、上に、
修徳は、成人の要旨にして、明倫の基趾なりと説かれたる
の、至言なるを知るべし。

第六 禘除章

本章は、八埃禘除の法を説いて、天理を、其心に求むるの
理を示し、神魂歸善の道を明にせらる。

修徳の法は、禘除を以て要とす。禘除とは、罪惡汚
穢を滌禠して、神明賦與の本性に歸るの謂也。其
原神代に始まり、傳へて、今に至る。教祖は、更に、八
埃を擧げて、歸善の所を知らしむ。一に曰く、貪婪
也。二に曰く、慳吝也。三に曰く、邪愛也。四に曰く、憎
惡也。五に曰く、怨恨也。六に曰く、忿怒也。七に曰く、
高慢也。八に曰く、忿也。此の八のものは、心玉を玷
するの暈翳にして、また、心鏡を蔽ふの塵埃也。是

を以て各人氣を靜にして、魂を鎮め、偏して其塵埃となるものを去り、中正にして、其至善なるものを保たば、必ずよく禍害を擺脫して、歡天喜地の妙境に詣らん。蓋し八埃を祓はざれば、八善を全うすること能はざるを以て也。

圖みて案ずるに、人の靈魂たる用ひて窮らず、發して達せざるなしと雖も、其本性に遡れば、明かにして、誠なるの徳に歸す。誠を存するの道、他なし。罪惡汚穢を祓禊するにあり。猶、時々、塵埃を拂拭して、明鏡白玉の暈翳なからむこと

を期するが如し。是を以て、上に、修徳の法、祓除を要とすとも説かれ、また、神明賦與の本性に歸するの謂也とも云はれたる也。祓除の法たる、伊弉諾尊、黃泉國の汚穢に觸れて、此の國土に歸り給ひし時、いな醜め、醜めき穢き國に到りてありけり。御身の禊せむと宣り給ひて、筑紫の日向の橘の小戸の櫛原に禊祓し給ひしに始まり、其後、素戔嗚尊、天津罪を犯して、千位置戸の祓を受け給ひし時に成れり。皇孫瓊杵尊、天下に君臨し給ひし時、此の法をも傳へて降り給ふ。今、尙、重き御儀式として存する所也。而して、世間、亦、之れを行ふもの少からず。孰も、祓て、其心魂を明にし、禊て、其身軀を清むるの爲めたるに外ならず。されば、其原神代に始まり、傳へて、今に至るは、云はれたる也。然るに、我教

祖は、被禱の意を、最も緊切卑近の事に寓し、日用進退の間に
に行はしむ。八埃拂除の法、是也。

八埃の一を、貪婪となす。此のホレイに、善惡の二面あり。希
望と、貪婪とは、是なり。希望とは、一身の上より云へば、其無病
健全にして、身を立て、父母を顯はし、名を、後世に垂れむこ
とを希ふが如き是と、一家一國の上にしては、其富強繁榮
にして、進歩發達せむことを望むが如きの類にして、一身
一家、一國民の上にて、必ず、なからざるを得ざるの念
慮也。貪婪とは、之を、各字に付て訓ずる時は、ムサボリ、ムサ
ボリと訓むが如く、自己の分を忘れて、妄りに、他をムサボ
リ取らむとするの謂にして、譬へば、一斗の袋には、一斗以
上の量を容るべからざるの天理あり。鶴は、陸上にありて、

飼食を求むべく、鶴は、水中に在て、魚類を喰ふべきの天理
を具す。今、一斗の袋に、一斗以上の量を容れむと欲せば、必
らず破裂せむのみ。鶴にして、水中に入り、飼食を求めむと
欲せば、必ず溺れて死せむのみ。人生の希望には、限あし。さ
れど、各、其分と、また、當さに、其の然るべきの天理を思は
ざるべからず。富者の繁榮を見て、己れの富者たらむこと
を希はば、己れ、まづ、富者たる所以の理を盡さざるべから
ず。其理を盡さずして、徒に、富者たらむことを望まば、終に、
偷盜、詐偽等の不徳をなし、自ら、其身を傷ふに至らむ。如斯
は、天理に反す。教祖の、認めて、埃とせられたるもの、即ち、是
なり。

其二を、慳吝となす。サシイにも、亦、二面あり。儉惜と、慳吝と、

是なり。儉惜とは信用を惜しみ、名譽を惜しみ、勤めて、時間を惜しみ、儉にして、財産を惜しむが如きものにして、人生の平和幸福は多く、是に基するを知るべし。慳吝とは自己の所有を吝みて、散すべきに散せず、出すべきに出さず、又、我身を吝みて、世の爲め、國の爲めに、盡すべきに盡さず、爲すべきに爲さざる類ひを云ふ。蓋し人の勤勉力行して、財を殖し、貨を蓄へむとするは、是を得て、一身一家の平和幸福より、國家の富強發達を期し、臣民たるの分を盡さんとするに在り。富者の爲めに負擔する者は、常に貧者より多く爲すべきは、當然なるべし。一家貧なれば、父母の孝養を缺き、兒女の教育を全うする能はず。猶國家の戦亂に際し、或は天災地異に臨み、孤兒院、感化院等より、道路橋梁の建

設改修等に至る迄、苟も國家公共の事に關して、應分の責を捐するもの素より、人生の美德なり。雖も、財貨の充實するにあらざれば、多く、其分を盡す能はざるを以て也。然るを、若し、一縣は、一國の爲めに吝しみ、一郡は、一縣の爲めに吝しみ、一村は、一郡の爲めに吝しみ、一家は、一村の爲めに吝しみ、父母は、子の爲めに吝しみ、子は、父母の爲めに吝しまば、終に、自ら吝んで、家に、倉廩の滿つるありて、而かも、餓死するに至らむ。如斯は、天理に反す。教祖が認めて、埃こせられたるもの、即ち、是也。

其三を、邪愛とす。カハイの善面は、正愛にして、惡面は、邪愛也。正愛とは、小にしては、父母の子を愛し、兄姉の弟妹を愛し、夫の婦を愛し、婦の夫を愛し、朋友の互に相愛するが

如き大にしては、皇上の我等臣民を愛して、仁惠を垂れ給ひ、我等臣民の國家を愛して、報効の義を圖るが如きものをいふ。素より人間情緒の最も美なるものにして、人類の交際する上に於て、決して無からざるを得ざるものなり。雖も邪愛に至りては、即ち然らず。父母の兄よりも、弟を愛して、財産の分配を誤り、一家の平和を亂るが如き、或は、其子の愛に溺れて、爲すべき教育をなさず、終に其の一生を過らしむるが如きものは、姑息の愛也。我夫、我妻よりも、他人の夫、他人の妻を愛して、姦通の罪を犯すが如きものは、妄執の愛也。自己の顯榮の地位に達するに共に、宗室親戚を疎むじ、己れに媚び諛ふものを愛するが如き、或は、人類汎愛の極端に馳せて、他國を愛して、自國を忘るるが如

きものは、是、無差別の愛也。是等は、皆邪愛にして、天理に反す。故に、教祖は之を認て、埃とせられたるなり。其四を憎惡となす。ニクイの善面は、正憎にして、惡面は、邪憎也。正憎とは、公益を犠牲にして、私利を射るものを惡み、忠良を賊害する佞臣を惡み、父母を虐待する不孝の子女を惡み、夫を蔑如する悍妻を惡むが如きの類にして、人として、惡まざるを得ざるものを惡むを以て、之れを惡むに於て、社會の制裁あり、風教、從うて振ふ所以なり。雖も、邪憎に至ては、即ち然らず。彼の姦臣の忠臣を惡み、繼母の繼子を惡み、姑の嫁を惡み、或は、猜疑嫉妬して、妄りに、他を惡むが如き、多くは、己れ先づ、其道を敗りて、他の己に便ならざるものを惡むもの也。如斯は、天理に反す。故に、教祖は、之

を埃埃させられたる也。

其五を怨恨怨恨となす。譬譬へば謂謂れなくして他人他人の爲爲めに侮侮辱辱搆搆陷陷せられたるを怨怨み之之れに激昂激昂反撥反撥して愈々愈々勵勵み、愈々愈々勤勤めて遂遂に成功成功し却却て名聲名聲を天下天下に馳馳するに至至るが如如き、古來古來忠臣忠臣孝子孝子が君父君父の爲爲め、國家國家の爲爲めに其害其害惡惡を爲爲すものを怨怨み、我身我身を顧顧みず至誠至誠を盡盡して其害其害を除除きたること有有るが如如きは、ウラミの善面善面の善善く働働きたる者也者也。其惡面其惡面に至至りては、即即ち力士力士の角力角力に輸輸けて相手相手を怨怨み、惡漢惡漢の刑刑に觸觸れて、警官警官を怨怨むが如如きの類類、毫毫も其理其理由由なくして、怨恨怨恨を懷懷き、往々往々にして鬪爭鬪爭、刃傷刃傷等の不徳不徳を犯犯すに至至る。如斯如斯は、天理天理に反反す。故故に、教祖教祖は之之を埃埃させられたる也。

其六を忿怒忿怒とす。忿怒忿怒の善面善面は、所謂所謂忠憤忠憤義怒義怒にして、譬譬へば、外患外患あるに際際して、敵愾敵愾の心心を起起し、皇室皇室國家國家に對對して、不忠不忠不義不義の行爲行爲あるものを見て、切齒切齒扼腕扼腕するが如如きは、即即ち、臣民臣民の情情に於於て、まさまさに然然らざるを得得ず。其惡面其惡面は、所謂所謂私憤私憤にして、全全く、一身一身の上上にかゝり、一時一時の辱辱を忍忍ぶこと能能はず、一朝一朝の怒怒りに、其身其身を忘忘れ、終終に、事事を破破り、身身を戕戕ふに至至る。如斯如斯は、天理天理に反反す。されば、教祖教祖は、之之を埃埃とせられたる也。

其七を、高慢高慢となす。高慢高慢の善面善面は、自重自重なり。人の富貴富貴貧賤貧賤は、もご、天理天理の命命に出出づ。富貴富貴なりと雖雖も、自ら驕驕るべからず。貧賤貧賤なりと雖雖も、自ら卑卑しとすべからず。天理天理に従従ふものは、今日今日、貧賤貧賤なりと雖雖も、また、富貴富貴顯榮顯榮に至至るの時時あり、

天理に背くものは、今日富貴ありと雖も、また貧賤困苦の地に零落することあり。こゝを以て、凡そ人たる者、其徳の高くして、誠ならむことを要す。其徳誠あれば、假令環堵茅舎の内に在り、雖も大厦高樓の裡に在て、不義不徳あるものに比して、心廣く、意安かるべし。如斯にして、峩冠金冕の人と伍して、一も愧づる所なく、富貴顯榮の人と交はりて、毫も耻る所なし。苟も天神の平等に賦し給へる心魂を、其し研きて明あるべく、脩めて達すべきの徳を備へて、何んぞ自ら卑しとあし、低しとせむや。是れを自重といふ。されば、自重は正義を踐んで恐れず、品格威嚴を保ち、事業を成功する上に於て、尤も必要なるもの也。然れども、人に、倫あり。才に、長短あり。徳に、高下あり。長者は、尊ばざるべからず。後進者は、愛せざるべからず。才學あるものは、推さるべからず。善徳あるものには、服せざるべからず。朝廷の官職に在るもの、名爵を持して、榮典を辱うせるもの、國家の公職に在りて、國事に軼擧せるもの、是等は、皆敬せざるべからず。此の理を知らずして、自ら小許の才智と、學問とを恃んで、高く標置し、他を侮り、人を輕んじ、暴慢無禮を極むるものは、素より、ユウマンの惡面にして、天理に反す。故に、教祖は、之を、埃とせられたる也。

其八を、慾とあす。慾とは、既に、物欲の情に誘惑せられたる、惡面の心にして、七埃、皆慾より出で、其動作は、悉く、罪惡汚穢なること知るべし。されば、其善面は、即ち、天理人道に合したる、神魂本性の徳也。此の慾より出づるものを、埃と云

ひ、罪惡汚穢と云ひ、此の徳より出づるものを善と云ひ、善行美德と云ふ。猶譬へば、怒は心田に生ぜる木幹の如し。此の木幹に貪婪、慳吝、邪愛、憎惡、怨恨、忿怒、高慢の七枝を生じ、之に、無數の罪惡汚穢の枝條枝出す。愈久しくして、愈繁茂し、終に、全く心田を陰蔽するに至る。天理を害する是より大なるはあし。故に、教祖は、最後に、此の怒を加へて、八埃の一となし、七埃の根本たるを示されたる也。

明なるものは、鏡玉の徳也。されど、塵埃の玷變するありて、之を蔽障す。八埃の人の神魂に於けるも、亦然り。されば、教祖は、此の八のものは、心玉を玷するの量翳にして、心鏡を蔽ふの塵埃なりとは説かれたる也。今、其八埃を拂うて、八善を留むるは、鏡玉の拂拭によりて、皎赫の光を放つが如

く、再び、神魂天賦の靈光を得むが爲めなり。而して、物動くに依て、塵埃を生ずるが如く、神魂動くによつて、虚を生ず。怒心之に乗じ、七埃、また、次で生じ、罪惡汚穢、參差として起る。神魂の未だ動かざるや、至醇至粹にして、物の名狀すべきなし。故に、其徳を中といふ。中は、即ち、誠にして、動て偏せず。發して、皆節に中る者也。されば、其動くや、靜にして、動き、其發するや、誠にして、發せざるべからず。上に、氣を靜にし、魂を鎮め、偏して、其塵埃となるものを去り、正にして、至善なるものを保たば、云々と謂はれたるは、此の理也。神の、人と異あり、聖人の、小人と相距る遠きものは、何ぞや。神は、長へに、其靈徳の圓滿を持し、給ひ、聖人は、多く、神魂天賦の靈光を保つと雖も、我等人類にありては、塵埃の常に、空間

に彌變するが如く、一慾七埃、行住座臥の間、神魂の上に往來して、時に偶々、其蔽障を脱して、其徳明なることあり。雖も、倏ちにして、八埃の爲めに蔽障せらるゝに依る。こゝを以て、教祖は、祓除の意を、各人の心中に取り、行住座臥の間に、之れを行はしむ。如斯にして、能く、八埃の祓除を怠らず、常に、神魂の至善中正を保たば、其徳誠にして、云爲、悉く、節に合し、聖たり、神たるの極致に至らむ。是を、禍害を擺脱して、歡天喜地の妙境に詣ることは、説れたる也。勤めずんばあるべからず。

第七 立教章

本章は、神魂貫通の理を示し、本教立教の由て來る所を明にせらる。

人の靈魂之を神に享く素より不燼不滅の靈體にして、其妙用窮りなし。故に之を脩養鎮靜して、

光明洞徹の域に達せしめ、靈淵常に一渣滓なき

に至れば、豁然として、神明と感接することを得。

之を、神人合一の究極と云ふ。止た、夫れ億萬人に

して、一人之を能するものあれば、神即ち斯の人

をして、教を垂れしむ。其思ふ所は、即ち、神意にして、

其言ふ所は、即ち、神命にあらすと云ふことな

し。教祖巾幗の身を以て夙に神明を崇敬し、幽を
 探り、玄に入り、極を究め、天理を明にす。神明依て、
 授くるに、立教の大任を以てす。数十年の布教、一
 に、是が爲たらすんばあらず。是を以て、各人教祖
 の説く所は、即ち天理の神教たるを確信し、以て、
 安心立命の地となし、益教旨を遵奉して、無限の
 神恩を報謝すべし。
 謹みて案ずるに、人の靈魂は、神の賦與し給ふ所にして、神

は、靈魂の本元也。神萬有に主宰として、妙用測られず。神魂、
 肉體に宿て、活動窮りなし。譬へば、神は、渺茫たる大海の如
 く、人の靈魂は、凸凹出入せる灣内の水の如し。大小深淺の
 別ありと雖も、其鹹味を具し、動ては、潮となり、靜にしては、
 鏡の如く、魚貝生育し、藻苔蕃殖するの徳に至ては、即ち一
 也。以て、靈魂貫通の理を明し、一元同體の道を知るべし。神、
 既に、不燼不滅の徳を備へ給ひ、萬物生々化々して已まず。
 靈魂安んぞ、肉體と共に即滅するものならむや。されば、上
 に、之を、不燼不滅の靈體にして、妙用極なしとは云はれた
 る也。前章に示されたる如く、人、偶々、祓除脩徳によりて、至
 善に歸りし、天賦の靈光を發することありと雖も、倏ちにし
 て、八埃の爲めに蔽障せられ、長く、暈翳を脱し難きものあ

り。若し、人にして、心鏡に、一片の塵埃を留めず、靈淵に、一渣滓なく、常に、天賦の靈光を全うするに至るものあらば、其徳、至醇至粹にして、光明玲瓏の域に安じ、神の一元と合致す。之を、上に、神人合一の究極とは云はれたる也。人或は、神に詣るべし。神明と合一するものは、實に、億萬人中にして、一人を得難し。然れども、若し、此の人あれば、神斯の人をして、教を垂れ、人を導き、天理を明かにせしむ。されば、其の人の思ふ所は、是神の思ふ所にして、其人の言ふ所は、是神の宣ふ所、其人、即ち神たるを知るべし。我教祖の如きは、眞に、其人也。教祖、本姓は、前川、通稱は、美支子、父を、正信と云ひ、母を、絹子と云ふ。寛政十年四月十八日を以て、大和國山邊郡三昧田村に誕生せらる。其性、溫淑にして、聰明。また、學ばず

して、種々の技能を善くせり。年十三歳の頃、中山氏に嫁し、よく、婦道を脩め、徳行あり。常に、敬神愛國の志深く、人情の淨薄にして、風俗の日に頽廢するを慨き、倫常の明にして、世教の奮はむことを冀ひ、至誠を凝して、之を、天神地祇に祈るや、久しかく、其徳、漸次に清明にして、よく、神人合一の極に達す。天保九年、教祖、四十一歳の時、故ありて、神明に祈願すること、數日。十月廿三日に至り、忽ちにして、身上に、奇異を現し、眼光爛々、人を射儼然として、天理の神教を説破す。滿坐の衆、怪み見て、狂せり。さなし、敢て、耳を傾くるものなし。されど、教祖は、益々説て已まず。言語爽朗にして、義理、從て明白に、容貌肅平として、威嚴犯すべからず。同月廿六日に至りて、衆、始めて、神命に接するの感あり。相率ゐて、

皆其教を遵奉す。是を本教立教の始めとす。之よりして、
 教祖は、辨難攻撃の間に立ち、百折不撓、人を教へ、世を救ひ、
 神明の附託に背かざらんことを欲し、一婦人の身を以て、
 天理の神教を宣布するもの、五十年。教祖の徳、遠近に聞ゆ、
 其徳を慕ひ、其教を奉ずるもの、百萬人に至る。明治廿年、教
 祖、壽九十歳、天命を以て歸幽せられしと雖も、其徳化、混々
 として盡さず。今や、本教を奉ずるもの、三百萬人の多きに
 及び、日に、月に、多々、益増加せむとす。如斯は、我教祖の至徳
 明にして、其靈魂、神と合一し、本教布立の神命を拜せられ
 しに依るにあらずんば、如何に、聰明、穎智の人を以てし、碩
 學、多識の人を以てす。雖も、安んぞ、よく、こゝに至らむや。
 我教徒たるもの、我教祖に依るにあらずんば、何ぞ、また、此

第八 神恩章

本章は、恩頼の意を説て、神人合一の究極に達するの
 楷梯を明にせらる。

の、天理の神教を得て、安心立命の地に詣るを得むや。須く、
 此の意を以て、神を敬し、教祖に謝し、報恩の道を圖らざる
 べからず。

人若し、心埃を去り、神明賦與の本性に歸り、顯幽
 に事へて、其道を愆らすんば、神明必ず、惠愛を垂
 れ給ふ。惠愛とは、一切の禍害を脱却し、生死共に、
 靈魂長く、愉樂の天賚を全うせしめ、無限の慶福

を與ふるの謂也。古へに之を神の恩賴を被むる
と云ふ。即ち天理大神の靈光其心魂に満ち罪惡
を斥け善功を進め給ふに因る。故に人類たるも
のは造次顛沛も神恩の洪大なるを忘れず其惠
愛を得んことを期し至誠息まざるの心を以て、
尊信敬仰すべし。自己既に恩賴を被むることを
得ば、また他人を誘導して此の眞教に歸せしめ、
共に神恩に浴せしむべし。此れを報恩の道と云

ふ。

謹みて案ずるに、神の我等人類を愛念し給ふや、恰も慈母
の赤子に於ける遣へば、其立たむことを念ひ立てば、其歩
まむことを思ふが如く、其進歩發達を期し給はざることを
なし。是を以て、八埃に觸れて罪惡汚穢を犯せし者と雖も、
一たび天理の神教を知り、其尊むべく奉ずべき所以の理
を明にし、修徳戒除して怠らずんば、其徳の進むに従て、神
明必ず惠愛を垂れ給ふ。惠愛とは古へに所謂恩賴を被る
ものにして、其意は神の靈光、其人の神魂中に入て、其靈徳
を増加へしむるに依てなりと知るべし。されど人の徳に、
高下あり。徳高ければ、恩賴亦從て大なり。徳低くければ、惠
愛を垂れ給ふ所の者亦從て少なり。若し夫れ、所有蔽障量

善を拂除して、神明賦與の本性に歸り、顯に在りては、身倫の道を盡し、幽に在りては、神明を敬して、天理を奉じ、顯幽に事へて、善も、愆る所なくんば、其恩頼も、亦更に大なりと知るべし。即ち、上に生死共に、靈魂長く、愉樂の天資を全うすと説かれたるものにして、所謂一切の禍害を脱却して、無限の慶福を與へ給ひしもの、是也。我教祖の如きは、既に、敬神修徳によりて、神人合一の究極に達せしを以て、更に、恩頼を被むること、極めて大なりしものと云ふべし。夫れ、神は、至愛にして、また、至公に座す。瑣末の悪事も、許し給ふことなく、毫些の善事も、また、賞し給はざることなし。是の故に、善の小なるを以て、爲さざるなく、悪の小なるを以て、なす可からざる所以を悟り、造次類浦も、神恩の洪大なる

を忘れず、常に、善徳を得て、其惠愛を得むことを期すべし。既に、一の善徳に依て、一の恩頼を得ば、其恩頼に依て、更に、一の善徳を得、また、其善徳に依て、一の恩頼を得、終に、益加へて、天賦の靈光を全うするに至らむ。蓋し、天理大神の靈光、人の神魂中に入て、禍害を斥け、善功を逃め給ふに依る也。今、若し、其善徳を積んで、天理大神の靈光、長く、神魂の中に充滿するに至ては、即ち、神人合一の究極に到達するを得べし。要は、至誠息まざるの心を以て、天理大神を尊信敬仰するに在り。尊信敬仰とは、唯に、祈念するこの意に止らず、凡て、此の教典に明示せられたる所の者は、悉く、天理大神の、我教祖をして、神命を布教せしむるものたるを以て、之を奉體して、行爲の上に實行する者、即ち、其道たるを知

るべし。如斯にして既に、多少の恩頼を被るあらば、未だ此の天理の神教を知らざる者を誘導して共に、神の恩頼を被らしむべし。是亦、神恩、教恩に報ずるの道に外ならざるなり。

第九 神樂章

本章は、神樂の意を説き、神人と諧して慶福を生ずるの道を明にせらる。

神樂は遠く神代に起て、今尙世に傳ふる所なり。
各人造化成育の恩の廣大無限なるに思ひ到らば、誰か欣喜抃舞せざらんや。蓋し情中に動て言

に形はる之を言ふて足らず。故に嗟嘆す之を嗟嘆して足らず。故に詠歌す之を詠歌して足らず。故に手の舞ひ足の踏む所を知らざるの理也。是を以て教祖は神樂歌を製り神樂動を行はしむ。素より神慮を慰め神恩を謝するの道に外ならず。と雖も、また夫婦の唱順、自他の提撕、日の寄捐の意を寓し、信心修行の間に、神人一和して、幸福を生ぜむことを期す。

謹みて案ずるに、神樂は、皇祖天照大御神、天石窟に幽居ら
せ給へる時、天鈿女命、手に茅繩の稍を持ち、天の日蔭を、手
繩にかけ、天の眞折を、舞ひ給ひ、歌ひ舞ひて、俳優し給ひ、天見
屋根命は、廣き厚き稱辭、祈まをし給ひて、大御神の神慮を
和め奉り、招出し奉りしに始まり、今に、神事儀式の一たり。
故に、神樂は、遠く、神代に起て、今、尙、世に傳ふる所なりとは
云はれたる也。而して、人類の本性たる、感極まりて、聲に發
し、尙、足らずして、躍り舞ふに至るは、天賦の情、溢れて、禁ず
べからざるに依る。情の至れるもの、即ち、誠ありと知るべ
し。是を以て、如何なる未開、昧の民と雖も、歌、舞、音樂の存
せざるは無し。そは、意識、感情を具ふる人類に於ては、必ず、
然らざるを得ざるが故なり。然れば、人々、始めて、造化、成育

の神恩の廣大無限なるを悟り、其忝きに思ひ到らば、争で
か欣喜、抃躍せざらむ。其欣喜、抃躍は、即ち、人の至誠の溢る
る所なるを以て、自然に、神慮を慰むるの動作とはなるな
り。蓋、神明の至誠と、人類の至誠と、相感するに因て也。教祖、
是に感ずる所ありて、即ち、神樂歌を作り、神樂舞を始め、信
徒をして、神樂勤めを行はしむ。歌は、以て、至誠を、聲に發す
る所なり。舞は、以て、之を、形に表はす所也。兩者相待て、其勤
めを全うせしむ。固より、神慮を慰め、神恩を謝するの道に
外ならずと雖も、また、其中に、祈禱の意を含め、夫婦の唱順、
自他の提撕、日の寄捐の意を寓せられたり。まづ、夫婦の唱
順とは、夫婦は、樂倫の根本にて、第一章及び第四章に於て
説明せる如く、伊邪那岐、伊邪那美、陰陽二柱の神に始まり、

古書にも禮は夫婦に本くさ云へる如く秩序の始め禮儀の基礎たるを以て極めて正しくして極めて貞愛せざるべからざるを云ひ自他の提撕は凡人類は孤立すべからざるものなるを以て士農工商各其職を殊にすさ雖も其一をだも欠くべからざる如く有餘不足相補ひ艱難互に相拯ひて仁愛を全うせしむるを云ひ日の寄捐は勤勉を重んじ自家の餘力を作り私欲を放れ神に寄進し道の爲め國の爲めに至誠を表はすを云ふ。要は信心修行の間に眞實無妄の神境に入り至公至平の樂土に遊び神人一和して幸福を生むことを期するに在り。最も禮儀を正し嚴肅を守るべし。

第十 安心章

本章は十條の教憲止だ此の安心を得るに在て是即ち本教の極致たる所以を明にせらる。

生死二なし。貧富順逆も亦命のみ。要は止た人間の本分を盡し天神の命を待つに在り。苟も天理を明にし人道を踏み仰で天に耻ぢず俯して地に愧ぢずんば何の處にか懊惱煩悶あらむや。今夫れ神を敬するものは皇を尊び皇を尊ぶものは國を愛し國を愛するものは人倫を明にし人は國を愛し國を愛するものは人倫を明にし人

倫を明にするものは徳を脩め徳を脩むるものは禍害を祓ふ禍害を祓ふものは天理の神教に信賴し天理の神教に信賴するものは神の恩賴を被むることを得神樂によつて神人和諧し慶福を生ずることを得苟も斯の如くにして身心即ち安し十章の教憲即ち一のみ庶幾くは天理の玄妙に參じ神魂不滅の理を窮め天命に安んぜむことを。

謹みて案ずるに生死は寤寐の如し。寤たるは即ち生にして寐たるは死に異ならず。然れば神魂の肉體に來り寓するを生とし去りて幽に入りたるを死とす。是を以て生死は肉體に係る現狀に名くる所にして其去來する神魂に在りては更に生滅あること無きを知るべし。故に上に生死二なしとは説れたるなり。また賢且善にして貧なるものあり愚且惡にして富なるものあり。順境に遭ひ逆境に遇ふも亦之れに同じ。されどこれは現世の生より死に至るの間のみを看たるものにして悠久なる不滅の靈魂は假令現世に在りて貧且逆なりと雖も其善徳あるものは幽界に歸して至妙の樂境に詣り更に富貴幸福なる生命を天地の間に享く。富且順なりと雖も惡徳を逞しくするもの

は、幽界に歸して、辛苦を免るゝこと能はずして、再び貧賤
困難なる命を、現世に寓す。如斯にして、善徳、善果を生じ、惡
徳、惡果を生じ、旋轉、極りなし。之を、前章に所謂天理となす。
されば、貧富順逆は、全く、我生前の徳果にして、天命なりと
知るべし。故に、上に、貧富順逆も、亦、命のみとは、説れたるな
り。是を以て、凡人たるものは、常に、能く、此理を、了解し、如何
なる貧賤困難に陥るも、此れ、我天命なりと思ひ、毫も、天を
怨み、人を尤むること無く、愈勵み、愈勉めて怠らず、また、如
何なる富貴幸福に遭ふも、此れ、我天命なりと思ひ、自ら驕
り、自ら慢ぶること無く、愈慎み、愈懼れて、唯、我本分を盡さ
む。此ことを期すべし。此れを、上に、要は、止だ、人間の本分を盡
し、天神の命を待つに在りとは、説かれたるなり。斯の如く、

天理を明にし、人道を踏み、仰て、天に耻ぢず、俯して、地に愧
ぢざらむには、一點の疚しき所無く、所謂安心安樂なるべ
し。故に、また、何の處にか、懊惱煩悶あらむやとは、説れたる
なり。是を以て、本教の信徒たるものは、我教祖の教理に基
き、常に、至誠息まざるの心を以て、天神造化の靈徳妙用を
知ると共に、神明を崇敬し、我皇上は、天定の眞君主に坐ま
すを信じて、精忠を、皇室に盡し、國土は、神明と、皇上との愛
念し給ふ所なるを以て、其神意皇旨を體して、力めて、是を
愛護し、彝倫を明かにして、人道を行ひ、徳を脩めて、功を立
て、罪惡を祓ひて、至善を留め、天理の神教に信頼して、他念
を起さず、神明の恩頼を被りて、神人不二の境に昇らむこと
を期し、神樂を以て、神慮を慰さめ、神恩を謝し、慶福を生

するの道さなし、神明賦與の本分を盡して、天命を待ち無
限に生死して、心魂の安樂を得むことを期すべし。之を、本
教に、安心立命と云ふ。

明治四十一年一月二十三日印刷
明治四十一年一月二十六日發行

編輯者兼 發行者 奈良縣山邊郡丹波市町大字三島
中山新治郎

印刷者 濱田正夫
大阪市南區安堂寺橋通壹丁目壹番地

印刷所 濱田日報社
大阪市南區安堂寺橋西詰南へ入
(電話東二三三八番)

255
110

